

財団法人交通遺児等育成基金 賛助会員規程

(総則)

第1条 財団法人交通遺児等育成基金寄附行為第22条の賛助会員については、この規程の定めるところによる。

2 賛助会員は、次の各号に掲げるものに分ける。

(1) 一般賛助会員

(ア) 法人賛助会員（団体または企業である賛助会員をいう。以下同じ。）

(イ) 個人賛助会員（個人である賛助会員をいう。以下同じ。）

(2) 特別賛助会員（大口拠出の賛助会員をいう。以下同じ。）

(入会)

第2条 財団法人交通遺児等育成基金（以下「基金」という。）の目的に賛同し、賛助会員になろうとする者は、所定の申込書に所定の事項を記入し、基金会長に申し込むものとする。

(退会)

第3条 賛助会員が、やむを得ない事情により、退会しようとするときは、文書をもって基金に届け出るものとする。

2 年度の開始後に賛助会員から年度会費の納入がない場合は、納入の督促を行うこととする。督促を行った後、なお納入がない場合は、退会したものと見なす。

3 賛助会員が退会した場合においては、その者の既に納入した賛助会費は返還しないものとする。

(賛助会費)

第4条 賛助会員は、次の区分により賛助会費を納入するものとする。

(1) 一般賛助会員

(ア) 法人賛助会員 1口 10万円

(イ) 個人賛助会員 1口 1万円

(2) 特別賛助会員 100万円以上

2 賛助会費は、4月より翌年3月まで（以下「年度」という。）の年会費とし、当該年度の開始後速やかに納入するものとする。

3 年度の途中において入会した場合は、入会時に賛助会費を納入するものとする。

(賛助会員への便宜)

第5条 賛助会員は、基金から次の便宜を受けることができる。

- (1) 基金が作成した刊行物、資料の配付を受けられること
- (2) 基金の事業に関する年次報告を受けられること
- (3) 基金の事業に対する意見を開陳できること

2 法人賛助会員は、前項によるもののほか、賛助会員名の公表、賛助会員の活動状況の紹介など、基金からの謝意の表明として、適切な広報活動サービスを受けることができる。

3 特別賛助会員は、前各項によるもののほか、基金事務局からの個別の対応により、必要に応じて、賛助会員の名を冠した賞の設定などを含め、適切な広報活動サービスを受けることができる。

(その他)

第6条 その他必要な事項については、別に定める。

附則 (平成16年3月30日基金総第84号)

この規程は、平成16年3月30日から施行する。

附則 (平成23年6月14日基金総第342号)

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附則 (平成23年10月21日基金総第631号)

この規程は、吸収合併登記の日(効力発生日)から施行する。